

求職者支援訓練の認定申請について
【通常訓練（eラーニングコース含む）】
令和7年度 第4四半期（令和8年1、2、3月）開講分

求職者支援訓練の認定申請を以下のとおり受け付けいたします。
申請にあたっては、「認定申請書を提出するに当たっての留意事項」、「認定基準」、「カリキュラムの作成に当たっての留意事項」等をご確認の上、申請くださいますようお願いいたします。

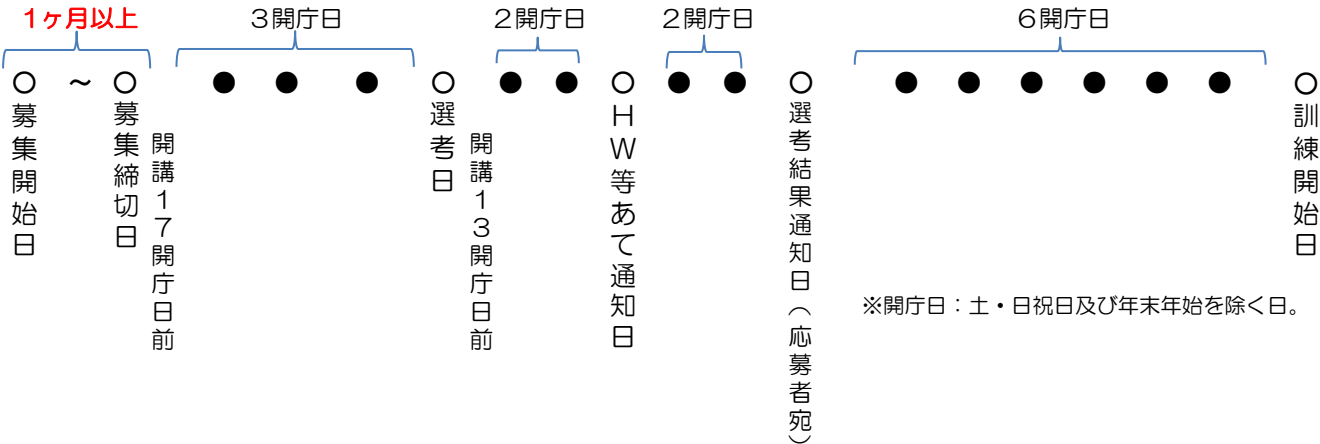
1 申請受付

(1) 認定申請受付期間等について

	令和7年度 第4四半期（令和8年1、2、3月）開講分
認定申請受付期間 （最終日16：00受付終了）	8月28日(木) ～ 9月16日(火)
認定予定日	11月5日(水)
受講者募集開始予定日	11月6日(木) ※ 訓練開始日を1月6日で設定した場合（最短）

(2) 受講者募集期間、選考日、選考結果通知日、訓練開始日等の設定方法について

- イ 「募集開始日」は上記（1）のルール内で任意に設定してください。
ただし、受講者募集期間は、可能な限り1か月以上（募集開始日は最長で、訓練開始日の2ヶ月前の日以降から）で設定してください。
- ロ 「募集締切日」から「選考日」までの間隔は、当該日を含まず3開庁日とします。
- ハ 「選考日」から「HW等あて通知日」までの間隔は、当該日を含まず2開庁日とします。
- ニ 「HW等あて通知日」から「選考結果通知日（応募者あて）」までの間隔は、当該日を含まず2開庁日とします。
- ホ 「応募者あて通知日」から「開講日」までの間隔は、当該日を含まず6開庁日とします。
- ヘ 募集期間の延長は不可となります。



(3) ハローワーク来所日について

「留意事項」に記載されている各月の「ハローワーク来所日」については、別表「訓練開始コースに係るハローワークへの指定来所曜日配分表」に基づいて設定してください。
※ eラーニングコースでのハローワーク来所日も同じです。

2 申請様式

申請様式、申請に関する現在の最新情報は以下の当機構本部ホームページに掲載されているとおりとなります。**最新の様式で認定申請書を作成していただきますようお願いいたします。**
【機構URL】 <https://www.jeed.go.jp/js/shien/shinsei.html>

3 注意

- (1) 定員数とコース数については、別紙「令和7年度 第4四半期（令和8年1、2、3月）認定単位期間別定員数（人）」を必ずご参照の上、申請してください。
- (2) 受付期限（注：最終日は16：00まで）を過ぎての申請は受け付けることができません。
- (3) 提出された申請書等に、記載漏れや添付書類の不足があった場合、それが受付期間内には正されなければ申請書を受理することができませんので、該当すると思われる場合は事前にご相談ください。
- (4) 申請のご相談については申請受付期間外でも承っております。
申請をお考えの場合は、早めに当支部にご相談されることをお勧めいたします。
来所による相談は事前に電話による予約をお願いいたします。

★初めて求職者支援訓練の認定申請を検討されている方へ
過去3年以内に実施された各種職業訓練のカリキュラム等が確認できるものを持参してください。
「認定を受けようとする職業訓練を開始しようとする日から遡って3年間において、申請される求職者支援訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に行ったことがあること」が申請の前提条件になっています。
- (5) 相談の段階において、関係書類の電子ファイルを提出する場合は、パスワードを設定して電子ファイルを保護してください。（電子ファイルのパスワードの設定方法は、機構ホームページに掲載している「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」に記載されています。また、パスワードについては、静岡支部が指定するものを設定してください。）
- (6) 令和7年7月1日以降に申請する訓練科から、**講師の経歴等確認書（認定様式7の3号）等に記載された実務経験・指導等業務経験・指導経験の年数を満たしていることが確認できる年数分の証明書類の添付等が必須**となります。
なお、求職者支援訓練の講師経験は、類型3の実務経験及び類型1から3の指導等業務経験に計上することはできません（※類型4の指導経験に計上することはできます）ので、併せてご留意願います。

4 申請書提出先

〒422-8033
静岡市駿河区登呂3丁目1番35号
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
静岡支部 求職者支援課 認定・指導係 又は 能力開発コーディネーターまで
TEL 054-285-7152

（別表）

訓練開始コースに係るハローワークへの指定来所曜日配分表

訓練コース種類		指定来所曜日
基 礎		月
実 践	1 1 デザイン分野	
	0 5 介護・医療・福祉分野	火
	0 4 医療事務分野	水
	0 3 営業・販売・事務分野	木
	0 2 I T 分野	金
	上記以外分野	

- ※ 指定来所日が祝日等の場合は、要調整（各ハローワークにご確認ください）
- ※ 訓練終了後の最初の来所日は、原則、終了日の翌開庁日に設定をお願いします。
ただし、最終月が1か月に満たない場合（土日を除く）は通常のサイクルに基づく来所日を設定してください。
- ※ e ラーニングコースは、訓練終了後の来所日の設定は必要ありません。